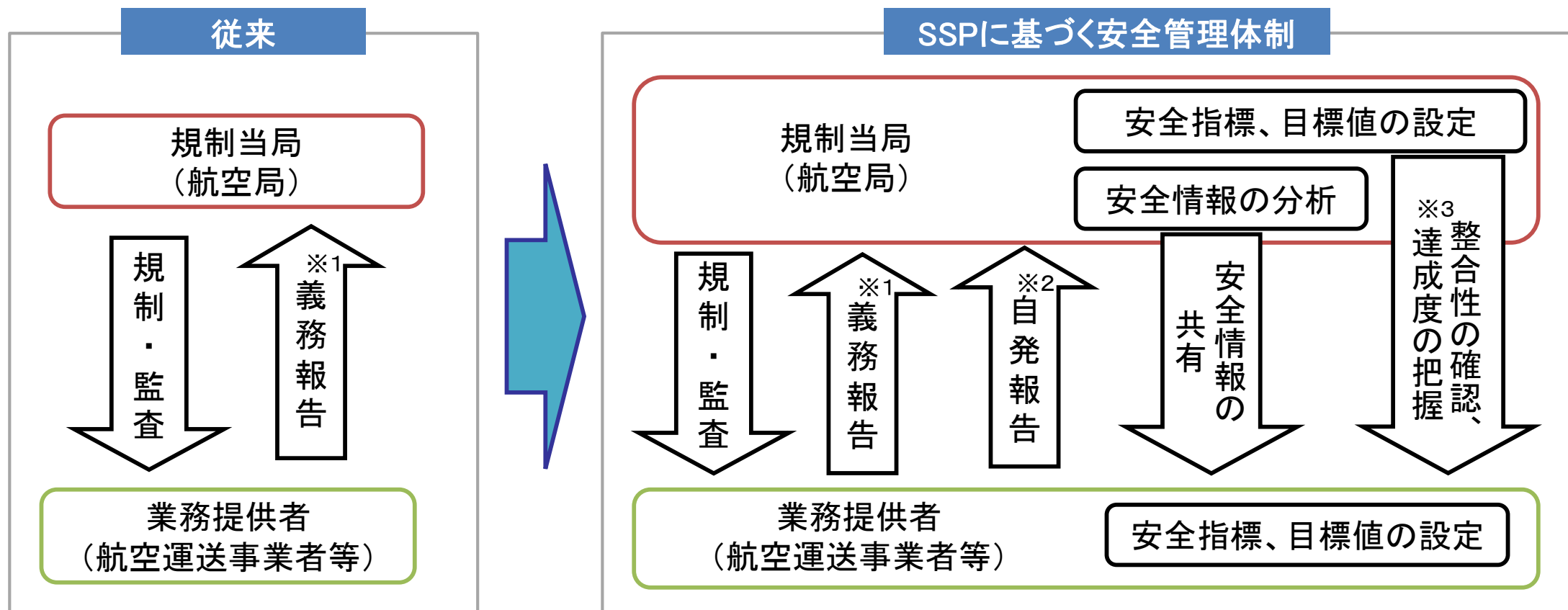




- 航空安全プログラム (SSP: State Safety Programme) は、国際民間航空条約第19附属書に従い、我が国の航空安全管理の体制・機能のあり方を定めたもの (平成25年10月8日 第一版制定)
- 従来の規則遵守による安全対策について仕組みや運用を明確化することに加え、以下のような事前予防的な取組を導入し、安全性の向上を推進
 - ✓ 自発報告制度 (ヒヤリハット経験の報告) による安全情報の収集拡大
 - ✓ 安全情報の分析・業務提供者との共有
 - ✓ 国 (規制当局) の目標と整合する形での安全目標等の設定及び達成度の把握



※1 義務報告 : 航空法に基づいて報告が義務付けられている、航空事故や重大インシデント等の事案の報告

※2 自発報告 : 航空事故等に該当しないヒヤリハット経験に係る、業務提供者の職員等からの自主的な報告

※3 達成度の把握 : 年次で達成状況の報告を受けるほか、監査の際などにも適宜状況を確認

航空安全プログラム(SSP)の改正について

- ICAOにおいてAnnex19の改訂作業が行われ、令和8年11月より適用見込みであることから、これに対応するためSSPの所要の改正を行う。
- 併せて、航空安全に係る根幹的な文書であることを明確にするため、従来の通達から大臣告示に格上げする。

SSPの概要

はじめに、定義、構成と位置付け

第1 航空安全当局の安全方針等

国の航空法規、関係機関の役割分担、安全目標(定期便の死亡事故・全損事故ゼロ、その他指標につき15年間で50%削減)、安全方針等を規定

第2 安全リスクの管理

各種証明・許認可制度、安全管理システムの実施の義務付け、航空法規の執行方針等の国が整備する安全リスクの管理に係る仕組みを規定

第3 安全の保証

国が検査、監査、その他の監視活動を継続的に行うこと等を規定

第4 安全の推進

安全情報の関係者との共有や安全文化の醸成等について国が行うべき取組を規定

第5 安全インテリジェンスの作成及び共有

自発報告制度の確立を含む安全データ・安全情報の収集、分析・共有等について国が行うべき取組等を規定

(構成・内容はAnnex 19に準拠)

主な改正点

全国的に起こり得る事故等に国が主体的に対応するため、(個別の事案対応に加え)国全体で対応すべきハザード※の特定・リスク評価について明記
※事故等を引き起こす可能性のある事物

監査等をより効果的に安全性向上につなげるため、リスクベース監視※を実施する旨を追記

※監査等を一律に行うのではなく、安全上の懸念や必要性がより高い分野に重点的にリソースを割くなど、頻度や内容にメリハリをつけた監視活動

データ収集の効率化や国際的なデータ比較・共有を促進するため、収集した安全に関する情報について、国際標準に基づく分類法を用いる旨を追記

今後の予定

令和8年4月1日公示・施行

※本プログラム改正に伴い必要な一部の事項(リスクベース監視、安全情報の分類、その他所要の文言修正等)について、同年11月のAnnex19適用に向け関係規程の改正を実施予定